

# 青森県報

第二千七百九十七号

平成十九年  
六月二十五日  
(月曜日)

## 目 次

### 告 示

青森県内水面漁業振興対策事業費補助金交付規程の一部を改正する規程	(水産振興課)	一
過疎地域自立促進特別措置法による公共下水道に関する工事の完了	(都市計画課)	二
漁船保険付保義務の消滅	(三八地域局)	二
漁船保険付保義務の発生	(同)	二
公 告		
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告	(県民生活文化課)	二
大規模小売店舗の立地に関する意見の概要	(経営支援課)	三
右 同	(同)	三
右 同	(同)	四
右 同	(同)	四
右 同	(同)	四
右 同	(同)	四
建設業者の許可の取消し	(三八地域局)	五
出先機関		
道路の位置の指定	(西北地域局)	六
人事委員会		

人事委員会規則六 一五(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則 (職員課) 六

## 告 示

青森県告示第四百八十九号

青森県内水面漁業振興対策事業費補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十九年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

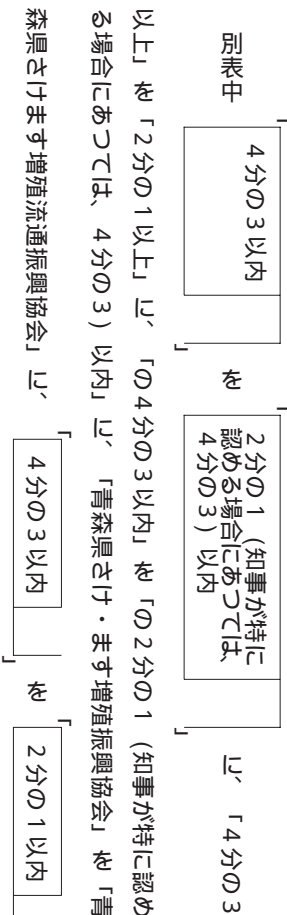
青森県内水面漁業振興対策事業費補助金交付規程の一部を改正する規程

青森県内水面漁業振興対策事業費補助金交付規程(昭和四十年九月青森県告示第六百八十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「青森県さけ・ます増殖振興協会」を「青森県さけます増殖流通振興協会」に改める。

第三条第三項を削る。

第四条第一号及び第九条中「正副三通」を削る。



第二号様式の2の②の表中「増殖振興協会」を「増殖流通振興協会」に改める。

第三号様式の(1)の表中「**雌雄混濁汚染**」を「**雌雄混濁汚染汚染**」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

青森県告示第四百九十号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十五条第一項の規定により行った次の公共下水道の終末処理場の設置に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第七十五号）第八条第一項後段の規定により告示する。

平成十九年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 公共下水道の名称

むつ市特定環境保全公共下水道

二 工事の区域

終末処理場

むつ市川内町中畑四二の六地内

三 工事の内容

終末処理場（水処理施設土木工事）

四 工事の完了の日

平成十九年五月三十日

青森県告示第四百九十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百三十二条の二第一項第一号の規定により、次の加入区においては、平成十九年六月二十五日をもって指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第二項の規定により公示する。

平成十九年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

加入区の名称

は ち の へ

青森県告示第四百九十二号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めためたので、同法第一百二十二条の二第三項の規定により公示する。

平成十九年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名称
八戸市大字市川町字下揚一―二番地 八戸市大字鮫町字下松苗場一四番地一六五 八戸市大字鮫町字日蔭沢一八番地九六	橘 一 男 福 嶋 一 雄 石 井 作 美
	は ち の へ

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同法第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成十九年六月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ふれあいネット五所川原

三 代表者の氏名

蝦名 郁子

四 主たる事務所の所在地

五所川原市大字湊字千鳥九〇市営住宅二 一〇

五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、地域住民参加の為の企画及び各種講座の開講を図る事業を行い、地域住民の社会参加の支援、社会全体の利益の増進と活性化に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゲーム倉庫青森東店

青森市大字矢田前字弥生田一六の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社サンデー

八戸市根城六丁目二二の一〇

代表取締役社長 和田正徳

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十九年六月二十五日から同年七月二十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロククタウン弘前樋の口

弘前市大字樋の口二丁目九の六

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 反田悦生

2 株式会社サンワード

青森市大字石江字三好六九の一

代表取締役社長 中村勝弘

3 ロック開発株式会社

東京都千代田区神田佐久間河岸六七

代表取締役社長 羽間和彦

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

2 期間

平成十九年六月二十五日から同年七月二十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

カブセンター柏店

つがる市柏上古川八重崎七四の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

紅屋商事株式会社

青森市新町二丁目五の八

代表取締役 秦勝重

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及びつがる市役所

2 期間

平成十九年六月二十五日から同年七月二十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、つがる市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファッシュンモール浜田

青森市東大野二丁目九の三外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社しまむら

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目一九の四

代表取締役 野中正人

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十九年六月二十五日から同年七月二十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ファッションセンターしまむら田向店

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社しまむら  
埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目一九の四  
代表取締役 野中正人

三 意見の概要  
県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成十九年六月二十五日から同年七月二十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで  
ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

鶴田フットリバーモール

北津軽郡鶴田町大字鶴田字中泉二四五の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社スーパーストア

北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂一五四

代表取締役 野宮英明

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び鶴田町役場

2 期間

平成十九年六月二十五日から同年七月二十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで  
ただし、鶴田町役場にあつては、その執務時間内とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社小泉土建

二 代表者の氏名 小泉 一美

三 主たる営業所の所在地 三戸郡五戸町大字豊間内字志戸岸四四の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一五）第一六四二四号

五 取消年月日 平成十九年五月二十九日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、ほ装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十九年五月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

西北地域県民局告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、西北地域県民局地域整備部及び五所川原市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年六月二十五日

西北地域県民局長 神 豊 勝

五所川原市大字稲実字稲葉八四の九八四の二一及び八四の二二	九四・〇五メートル	六・〇九メートルから六・一〇メートル	平成 一九・五・二六
位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日

人事委員会

人事委員会規則六 一五（職員に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年六月二十五日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則六 一五（職員に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則六 一五（職員の任用に関する規則）の一部を次のように改正する。  
別表第二第二号中「言語聴覚士」の下に、「管理栄養士」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（発行所・発行人）  
青森市長島二丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭